

「（仮称）茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成30年11月27日（火）～ 平成30年12月26日（水）

2 意見の件数 55件

3 意見提出者数 7人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	3人	4人	人

5 内容別の意見件数

※	項 目	件 数	※	項 目	件 数
1	計画全般に関する意見	2件	11	機能別の配置方針に関する意見	2件
2	計画の基本的な考え方に関する意見	5件	12	都市公園の整備及び管理方針に関する意見	1件
3	計画の背景と目的に関する意見	2件	13	施策の方針に関する意見	1件
4	生物多様性とはに関する意見	1件	14	施策の概要に関する意見	7件
5	みどりの概要に関する意見	5件	15	地域ごとの基本方針に関する意見	3件
6	市民のみどりに対する意識に関する意見	2件	16	みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画に関する意見	1件
7	みどりの課題に関する意見	1件	17	計画の推進に向けてに関する意見	6件
8	基本方針に関する意見	4件	18	参考資料に関する意見	2件
9	計画の進捗状況を確認する指標に関する意見	1件	19	パブリックコメントの制度・実施に関する周知に関する意見	1件
10	周辺市町の計画に関する意見	1件	20	その他の意見	7件
				合 計	55件

※「（仮称）茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略（素案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 みどり担当
0467-82-1111（内線 2333・2334）
e-mail: kaikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■計画全般に関する意見（２件）

(意見１)

全体として

序章、第１章については、世界的な社会情勢の変化をとらえ、国土交通省や環境省の資料なども活用してよく整理されているように思われる。しかし、第２章～第６章については、前計画に比べて生物多様性の視点からの漠然とした施策などが追加・記載されているだけで、計画の目標、施策の方針、計画の推進、評価のやり方などについては具体性・実効性の面からの検討が必要に思われ、第５章第６章の見直し改善が必要と思われる。現状のままでは各施策担当部課の計画への取り組みが徹底されにくく、施策の着実な進展が期待できず、折角の改定された計画が絵に描いた餅になってしまう恐れがあるように思われる。

(市の考え方)

「（仮称）茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略(素案)」(以下「本計画」という)は平成２１年７月に策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」(以下「前計画」という)を踏まえながら、生物多様性の保全や社会情勢の変化について今後１０年間で取り組むべき方向性を位置づけたものです。

こうした中、「序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略について」や「第１章 茅ヶ崎市のみどりの現況」については、本計画の基本的な考え方や現況を整理したものです。「第２章 計画の目標」以降については、計画の目標や施策の方針、計画の推進などについて、取り組むべき方向性を記載しています。なお、第２章以降を踏まえて具体的に実施する施策などについては、前計画策定後に個別計画が体系的に整備されてきたことを踏まえ、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」やそれぞれの施策が位置づけられている個別計画と調整を行いながら実施・評価することとしています。また、「第６章 計画の推進に向けて」において、茅ヶ崎市みどり審議会へ施策の進捗状況を報告しながら計画を推進することを位置づけています。なお、本計画の検討段階で想定された各施策担当課へは個別ヒアリングを実施しているとともに、今後も茅ヶ崎市自然環境庁内会議などを活用して施策担当課との情報共有を行いながら本計画を推進したいと考えています。

(意見 2)

茅ヶ崎市にはかつて広大な砂丘地帯がありましたが、いまから数十年まえに辻堂演習場が日本に返還されて以降急速に都市化が進み、いまは国道 134 号線から南側にある海岸林から波打ち際までのごく狭い砂浜だけが海浜植物に残された生息域となりました。以前にはごく普通に見られた海浜植物種には徐々に減り続け、→希少→絶滅危惧種→絶滅の過程がみられます。もともと海岸エコトーンは物理的に「攪乱域」ですが、近年は気象の変化や利用の仕方が大きく影響して生息域が危機的状況になってきました。

2009 年に策定された現在の「基本計画」は、事前に市内全域を調査して「自然環境評価マップ」が作成され、“7 つの重点地域”に茅ヶ崎海岸線の中で「砂海岸」のカテゴリー（砂浜海岸植物種が生きることのできる外的要因の一つ＝物理的要因）としては一番似つかわしくない「柳島」が選ばれてしまいました。当然ながら、およそ 10 年が経過した現在も上記の状況が進行してしまっています。

国内的にも、「生物多様性を護ること」の重要性が指摘されているのですが、このたびの「・・・基本計画・・・戦略」素案は、従来の 7 つの重点地域を踏襲したままです。またしてもこれからの 10 年間も浜辺の植生に関しては「生物多様性を護ること」への実効性に期待がもてないのではないかと危惧しています。

本来は「カテゴリー」に適した地域を検討し直す作業から手を着けるのが筋でしょうが、地球的規模で「自然環境」の変化が起きつつある中ではあと 10 年待っていることは危険ではないでしょうか。

「砂浜海岸」として、現状の茅ヶ崎海岸における海浜植物の「生物多様性」を検討可能な適地を敢えて絞れば白浜から浜須賀海岸でしょう。経過的に現場を調査しませんでしたと具体的施作は出て来ないのではないのでしょうか。湘南海岸の生態系をまもるため、手遅れにならないよう「素案」の中に“生き物”とするだけでなくせめて“海浜植物”の記述がなれるよう善処してください（とくに、生物の“物質循環”の“生産者”とも言えますので）。

追記：国総研資料（2017 年 No.986）では防災面から、生態系サービス（調整サービス）の位置づけで、植生を含む砂丘（14 ページ参照）を津波等に対する減災効果の可能性として海岸林と共に「自然インフラ」と定義づけて“期待”されています。

(市の考え方)

砂浜を含めた海岸については、本市の特徴的な自然環境として認識しており「第 2 章 計画の目標」－「3. 基本方針」－「基本方針（1）人々が身近にふれあうみどりの充実」において、保全・再生の方向性を示しています。ご意見を踏まえて砂浜の保全をより一層推進するため、多くの海岸を含む「第 5 章 地区別計画」－「3. みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画」内の「保全配慮地区」の保全の方針におい

て、海岸植生の保全について記載します。

なお、「茅ヶ崎市自然環境評価調査」を踏まえ、生物多様性を含めた自然環境の現況や特に重要度が高い自然環境の保全などを位置づけています。平成17年度に取りまとめた第1回調査からは10年以上経過していますが、その後も2回の再調査を実施しています。再調査を実施するにあたり、市民調査員や学識経験者からもご意見を伺いながら調査計画を作成していますが、特に重要度が高い7つの地域の位置づけの変更には至っていません。今後の調査において、位置づけの変更などがあれば本計画への反映を検討したいと考えています。

さらに、本計画ではみどりを様々な機能や効果を持つグリーンインフラストラクチャーと捉えており、植生を含む砂丘が減災効果を発揮することについても認識をしています。こうしたことを踏まえ、「第3章 みどりの配置方針」－「3. 機能別の配置方針」－「(3) 防災・減災機能から見たみどりの配置方針」に、潮風や飛砂防備、津波や高潮の緩衝地帯としての役割をもつ海浜の保全を位置づけています。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(120ページ) ・湘南海岸砂防林や海浜植生などの保全・ <u>再生の推進</u>	(120ページ)

■「計画の基本的な考え方」に関する意見（５件）

（意見３）

「みどり計画」と「多様性戦略」の統合理由、環境省の手引き、名称について

『みどりの基本計画』は国土交通省所管の都市緑地法に則った計画であり、同省の「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」にある“地域戦略としても位置づけ、一本化することも一つの手法とされています。”については理解する。

それに対し、『生物多様性地域戦略』は環境省所管の生物多様性基本法に則った戦略であり、この戦略策定にも、国交省と同様に、「生物多様性地域戦略の手引き（環境省自然環境局）」が存在するが、その記載が無い理由を問う。

また、この環境省の手引きには、地域戦略の作成にあたって次のような重要な条件（特に下線部）がある。“地域戦略の記載内容の基本的な考え方は前述したとおりですが、環境基本法や他の行政計画と重複することもあり、そのような場合には他の計画と融合、または一部として策定することも可能です。その場合、地域戦略としての内容が他の計画の中に埋もれて分かりにくくならないよう、構成には留意が必要です。”つまり、地域戦略の主務官庁である環境省は、他の計画（ここでは「みどりの基本計画」）の中に埋もれて分かりにくくならないよう、構成に留意することを統合の必須条件としているものである。この留意した内容についての回答をお願いしたい。何故なら現素案には、「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」とは一本化、統合して良いとの記載のみであり、生物多様性基本法第１３条「地域戦略を策定したときは、遅延なく、これを公表するとともに環境大臣に当該戦略の写しを送付しなければならない。」となっていることを勘案すれば、『留意内容』を明確に示すことが必須条件となる。

本計画・戦略の名称は現時点ではあくまでも（案）であることから、以下の理由から名称の変更を提案する。県は従来の「神奈川みどり計画」に生物多様性の視点を加え、みどり計画を包括的に継承して、「かながわ生物多様性計画」を策定した経緯に則れば、名称はみどり計画との併記ではなく自ずと『ちがさき生物多様性計画』くらいが妥当であると考ええる。何故なら、「みどり」とはで広義に拡大定義しているものの、通常は植物に限定されたものであり、動物を加えた生態系全体、生きもの（生物）全体の多様性を表す“生物多様性計画”のほうが自然なネーミングであると考ええる。

（市の考え方）

ご意見を踏まえて、「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」の統合について、「生物多様性地域戦略策定の手引き（改定版）」を参照していることを記載させていただきます。

本計画ではみどりを「社会資本整備や土地利用などにおいて、みどりが有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを支えるもの」であるグリーンインフラストラクチャーと捉えており、生物多様性の保全に寄与する環境保全機能はみどりの主要な機能のひとつとして、他の機能と密接に関連していると考えています。

その中で、生物多様性の保全への取組は本計画全体でも必要であると考えていること

本計画の名称については、「みどりの基本計画」が都市緑地法に基づく法定計画であるとともに、「生物多様性地域戦略」が生物多様性基本法に基づく法定計画であることを踏まえて併記しています。なお、都道府県が策定する「みどりの基本計画」は都市緑地法に基づく法定計画ではないことを念のため申し添えます。

修 正 後	修 正 前
(2 ページ) なお、 <u>「生物多様性地域戦略策定の手引き(改定版)」(環境省 2014)</u> では、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他の計画と融合、または一部として策定することが可能とされています。	(2 ページ) なお、 <u> </u> 生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他の計画と融合、または一部として策定することが可能とされています。

ここで「北部丘陵」の用語を定義しているにもかかわらず、以後に（北部の丘陵）、（北部の丘陵地）が残存しており、表記を統一する必要がある。

ご意見を踏まえて、表現を「北部丘陵」に統一します。

修 正 後	修 正 前
(2 2 ページ) <u>北部丘陵</u> 、相模川や . . .	(2 2 ページ) <u>北部の丘陵地</u> 、相模川や . . .
(3 2 ページ) 北部丘陵には、二次林や . . .	(3 2 ページ) 北部の丘陵地には、二次林や . . .

(意見5)

計画の位置づけの図式で、本計画と市総合計画や県のかながわ生物多様性計画との関係も分かりにくい。

(市の考え方)

本文中でも神奈川県「かながわ生物多様性計画」は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であるとともに、県内市町村が策定する「みどりの基本計画」の指針となっていることを説明しています。なお、計画の位置づけの体系図については、同時期に策定を進めている「ちがさき都市マスタープラン」や「茅ヶ崎市景観計画」とも整合を取った内容としています。

(意見6)

計画の位置づけで他の計画と即する・調和・適合等再チェックしてみたらどうかですから、みどりと確保され生物多様性が保たられ当期本計画…戦略にしそれが市の景観計画はじめ総合計画に反映されることを望む

(市の考え方)

本計画の策定にあたっては、関連計画の所管課と協議を実施し、整合を取ったものとしております。また、神奈川県とも協議を実施し、「かながわ生物多様性計画」などとの整合性を確認しています。

(意見7)

序章

「みどりの基本計画」と「生物多様性戦略」の統合に当たって、世界的な流れになっているグリーンインフラストラクチャーの考え方を取り入れているが、この言葉は一般的にはまだあまり知られておらず、職員も一般市民もあまり知らないと思う。将来像に向けて新しい考え方について理解を深めてもらうことも必要であるが、茅ヶ崎市の自然環境の現状を考える時、茅ヶ崎市のみどり行政にとって緊急に必要な対策を優先させ、市民に分かりやすく具体的に示し、施策の実現への協力を呼びかけることが大切と思われる。

(市の考え方)

ご意見の通り、グリーンインフラストラクチャーは平成27年度に閣議決定された国土形成計画・国土利用計画に新たに位置づけられるなど、まちづくりにおいてみどりの機能や効果を活用した課題解決や財政的負担軽減につながる取り組みとして、近年注目されている考え方です。

しかし、グリーンインフラストラクチャーのみどりの機能や効果を活用するという考

え方は、本計画を推進する上で重要です。また、前計画でのみどりの捉え方に近いものであるとともに、グリーンインフラストラクチャーには生物多様性の保全機能も含まれていることから生物多様性地域戦略との親和性が高いものとして、本計画にも改めて位置づけたものです。

なお、本計画や本市の自然環境の周知にあたっては、本計画の概要版の作成や茅ヶ崎市ホームページの活用などの様々な方法を用いて取組んでいきたいと考えています。

■「計画の背景と目的」に関する意見（2件）

（意見8）

しかし一方で市みどり審議会から「検討段階には入っているが方向性が示されていない施策、スケジュールが大幅に遅れている施策について作業ペースを大幅にスピードアップすることが必要である」との指摘に「現行計画を踏えながら計画を推進体制など位置づける。生物多様性への対応や社会情勢の変化へ対応する」では説明会でもお聞きしましたが、たとえば方向性が示せてないに対し現行計画を踏えながらとか社会情勢の変化へ対応する改定の方向性では矛盾する回答と言うか整合性が取った回答と言うか方向性を示した説明でないと思う。もう少し具体的に（また生物多様性の保全の対応や社会情勢の変化に対応するとは外来種や絶滅危惧種等々具体的も説明して欲しいです。）

計画に基づいて公園の整備の推進とありますが審議会の指摘、「方向性が示せていない」ことを考えるとみどり（緑地の保全や緑化）推進を生物多様性をそこなっていないか検証する必要があるのではと思う。

（市の考え方）

前計画の進行管理において、遅れが指摘された資金の充実や民有地のみどりの充実などについては、「第4章 施策の方針」－「3. 重点的に進める事業」に位置づけて取組を推進することとしています。また、「第2章 計画の目標」－「3. 基本方針」－「基本方針（2）生きものが生息・生育するみどりの確保」に系統づけられている事項は特に生物多様性の保全と関連が深い部分であり、施策としても特に重要度が高い自然環境の確保や外来種対策を位置づけています。

(意見 9)

茅ヶ崎らしさとは「人とまちの距離がちょうどよい」とあります

(1) アンケート等の結果ともあります。A 当アンケート等の実施や結果知らない市民も多いと思う。B ア. みどりが「守られている」「少し守られている」53.6% 少し守られているとは? C 「海岸のみどり」や「拠点となる大きな公園」保全が求められている。とあります D イ. 「…」 「少し減っている」「減っている」56% みどりの再生創出……求められている E 沿道の緑化 「…公園」…増やす取組が求められている F ウみどりをもどす(再生) G 海岸のみどりの再生 H 農業支援 I 河川の再生も求められている

(2) 市民団体ヒアリングでは生物多様性が確保たみどりを保全等、の声があるとか記されています。

ですからこのことから茅ヶ崎らしさとは「人とまちの距離がちょうどよい」との表現にはならないと思う

(市の考え方)

本計画と同時期に策定した「茅ヶ崎市景観計画」の検討にあたり、市民アンケート、転入者ヒアリングなどをもとに、これからのまちづくりを進めるうえで意識すべき価値・魅力について、「茅ヶ崎らしさ」としてとりまとめました。この「茅ヶ崎らしさ」を高めていく取組を、本計画や「ちがさき都市マスタープラン」、「茅ヶ崎市景観計画」で推進していきます。本計画では、茅ヶ崎の魅力となっている自然環境の保全やみどりを活用した良好な屋外空間をつくること、街路樹などの身近なまちのみどりの創出や維持管理を進めるとともに、情報発信や講座などでその魅力を伝えることなどを進めていくこととしています。茅ヶ崎らしさ検討にあたって実施したアンケート等については、「参考資料」ー「4. 茅ヶ崎らしさの調査」に記載しております。

なお、ご意見でいただきました、『みどりが「守られている」』などのアンケートは茅ヶ崎らしさの検討とは別に、本計画策定の参考とするために実施したものです。

■「生物多様性とは」に関する意見(1件)

(意見 10)

生物多様性をめぐる動向年表について

文章には何の説明もなく、年表に「第三次環境計画」の記載がある。初めて生物多様性に係る記載が加わったことが理由と推察される。しかし第四、五次の計画にも生物多様性に関する記載が継続され、特出すべき事項ではなく、一貫性に乏しいことから削除するか第4次、第5次を追記すべきと考える。

また、平成28年の国・県欄には説明文でも触れ、本計画・戦略と最も関連の深い「かながわ生物多様性計画」を追記すべきである。(何故か全体版には記載されている?)

(市の考え方)

ご意見を踏まえて、表中に「第五次環境基本計画」を記載します。なお、「第五次環

境基本計画」及び「かながわ生物多様性計画」については、本計画の要旨をまとめた概要版では省略させていただきましたが、全体版では記載しています。

◆修正部分の対照表

修正後			修正前		
(8 ページ)			(8 ページ)		
年	世界	国・県	年	世界	国・県
省略			省略		
平成30 年 (2018 年)		第五次環境 基本計画			

■「みどりの概要」に関する意見（5 件）

（意見 1 1）

茅ヶ崎市のみどりの現況のデータについて

各種の環境現況データが簡潔に列挙されているが、県平均との比較、評価を付記して茅ヶ崎市の姿をより明確にする必要がある。また「土地利用」の記述は簡潔すぎて種目別構成比程度は記載されたい。

「気候データ」は辻堂地域気象観測所のものと推察されるが出典を明記すべきである。また、記述が簡潔すぎ、風（季節別風向風速、静穏率、海陸風など）、湿度、降雪（少ないかと思いますが）、日射量（日照時間）、台風、大気質濃度 等についても最低限のコメントが必要と考える。気象、気候、大気質等は生態系の基盤条件であり、非常に密接な関係にある。

「市内のみどり」の面積、占有率等の各種データについても県平均との比較、評価でも言及すべきと考える。茅ヶ崎市の現況特性、位置づけが曖昧となっている。全体として、環境の現況については長文の必要は無いが、あまりにも簡潔すぎる。

（市の考え方）

ご意見を踏まえて、出典が「統計年報(平成 28 年版)」であることを記載します。気候などは本計画を策定する上で考慮すべき基礎データのひとつであると考えておりますが、各章の文書量のバランスなども加味して内容を整理し、「第 1 章 茅ヶ崎市のみどりの現況」については「茅ヶ崎市自然環境評価調査」を踏まえて、茅ヶ崎市の気候のもとにはぐくまれた生きものの生息・生育状況などをより丁寧に記載することとしました。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(2 2 ページ) 出典：茅ヶ崎市(平成29 年(2018 年)4 月) 「統計年報(平成28 年版)」	(2 2 ページ)

(意見 1 2)

第 1 章

2、みどりの概要 (3) 水系に海域・海岸がないのはなぜ？単純なミスか。(5) 立地ごとのみどりの特性には海岸のみどりとして茅ヶ崎海岸が記述されており、3. 本市の生物多様性の特性にも海岸、海域がある。

(市の考え方)

水系に関しましては、地表の水の系統ととらえていますので、「2. みどりの概要」－「(3) 水系」では海岸については記載していません。しかし、海域につきましては重要な環境要素であることから「1. 市の概要」内の「(1) 位置と面積」において、本市が相模湾に面している事を記載しています。その後、「2. みどりの概要」－「(5) 立地ごとのみどりの特性」以降で海岸や海域の特徴について説明しています。

(意見 1 3)

写真「小出川」は中州が強調され過ぎています。
中流域の川と土手の自然が伝わるような写真に差替えたいかがでしょう。

(市の考え方)

ご意見を踏まえて写真を変更します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(2 8 ページ)  小出川	(2 8 ページ)  小出川

(意見 1 4)

海岸のみどりの「養浜」について

養浜作業における外来種の混入対策については、何処かに記載する必要があると考える。

(市の考え方)

本計画は生物多様性地域戦略でもあることから、計画全体で外来種対策を含めた生物多様性の保全を推進していくこととしています。海岸についても、「基本方針（１）人々が身近にふれあうみどりの充実」－「４）海岸のみどりの保全・再生」において、砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生することを位置づけています。

なお、養浜については、海岸管理者である県により継続的に実施されています。県に対しては継続的な養浜とともに、養浜材としては、茅ヶ崎漁港周辺に堆積した海砂での継続使用並びに投入方法の検討、化学物質含有量などの検査を徹底するよう要望しています。引き続き、養浜の状況を確認しながら、県との継続協議を行っていきます。

(意見 1 5)

図、「主な河川・海岸」に小出川の中流域の浜園橋・大曲橋間にも、「小出川」の文字を記入願います。

(市の考え方)

ご意見を踏まえて図「主な河川・海岸」内に「小出川」の注釈を記載します。

◆修正部分の対照表

修正後 (29ページ)	修正前 (29ページ)
主な河川・海岸	主な河川・海岸

■「市民のみどりに対する意識」に関する意見（2件）

（意見16）

市民のみどりに対する意識について

市民アンケート

茅ヶ崎市としてみどりが守られていない現状を、市民に周知されていない中でのアンケートは、正しいアンケートではない。正しいアンケートをとってください。

（市の考え方）

市民アンケートは本計画策定の参考とするために実施したもので、市民の皆様が普段、日常生活の中で「みどり」にどんな役割を求めているかをお聞きしたものです。調査対象者は市内在住及び在勤、在学の方であり、140人から茅ヶ崎市ホームページでのwebアンケートで回答をいただいたものです。本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」実現のため、協働は重要な視点であると考えており、計画の進行管理にあたっても幅広く市民の皆様のご意見を伺う機会の創出に努めます。

(意見 17)

市民団体ヒアリングについて

活動における課題ですが、環境基本計画に載っていた環境市民会議エコワークが解散させられたことが、ひびいていると思います。

(市の考え方)

「エコワーク」設立当時は、設置要綱を設置し事務局を行政が担うことで環境に関わる取り組みを進めておりましたが、平成27年度末に、環境という問題に対し、環境部だけでなく様々な部局や分野においてそれぞれの所管課がそれぞれの環境団体と関わりを持てる取り組みを進めることを目途に設置要綱を廃止しました。

市といたしましては、市民団体ヒアリングでいただいたご意見をしっかりと踏まえ、今後も引き続き、自然環境保全ボランティア斡旋制度やみどりのニュースレター「ちが咲き」による市民への活動周知、環境学習会に関する講師派遣事業など、各環境団体の活動を支援する仕組みづくりを充実させてまいります。

■「みどりの課題」に関する意見（1件）

(意見 18)

「(3) みどりと人々がであう協働のしくみづくり」について市民団体が主催する活動に市内の企業の社員が参加し、交流する機会を行政がつくっていただきたい。

(市の考え方)

市内の工場や事業所における良好な環境づくりを行うとともに、地域社会との調和を図りつつ工場緑化を推進することを目的とする「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」（平成30年12月31日現在23社で構成）と協力し、里山等保全事業として市民団体が実施する自然環境の保全活動を支援しています。本計画において、協働は重要な視点となっていますので、今後も引き続き交流の場の拡充に努めていきたいと考えています。

■「基本方針」に関する意見（4件）

(意見 19)

藤沢市にあるような広い親水公園も考えられないでしょうか

茅ヶ崎市すべてのところで開渠（溝）の水路や池等々他市（近隣市）を見習い増して下さい。

県下でも茅ヶ崎は公園が少ない方（県下19位最下位近い）です。みどりの保全再生創出をすすめる上でも公園をふやしてください

(市の考え方)

公園や河川などの人々が身近にふれあうみどりについては、日常生活にうるおいを与えるものとして、立地の特性を踏まえた整備を推進することとしています。この中で、河川の水辺空間については、流域特性を踏まえた散策空間や憩いの場、親水空間などの自然とふれあう場となるような川づくりを推進することとしています。また、公園については身近なレクリエーション空間の充実を図るため、公園・緑地が不足している地域での公園整備を推進することとしています。

(意見 20)

「1」まちのみどりの保全・再生・創出」について

これまでどおり、「生垣緑化」への助成金の支給、新築住宅への植木を支給を継続していただきたい。

(市の考え方)

民有地の緑化を推進するため、これまで生け垣の築造への助成や新築記念樹配布事業などを実施してきました。今後もより市民の皆様に使いやすく効果的な事業となるよう、事業内容の見直しなどを行いながら、民有地の緑化を支援していきたいと考えています。なお、新築記念樹配布事業については、茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画の検討経過において、生け垣などの道路沿いへの緑化推進とその啓発に注力していくこととしたことから、平成29年度で終了しています。

(意見 21)

「3」河川のみどりのネットワークの形成」について

「市民・事業者・行政の協働」をどのように推進するかの、一歩踏み込んだ具体性をほしい。

(市の考え方)

河川を含め、本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」実現のため、協働は重要な視点であると考えています。現在、相模川沿いにおいて、市内の工場や事業所における良好な環境づくりを行うとともに地域社会との調和を図りつつ工場緑化を推進することを目的とする「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」（平成30年12月31日現在23社で構成）と協力し、里山等保全事業として市民団体が実施する自然環境の保全活動を支援しています。今後も引き続き、情報提供や支援を行い、協働の推進に努めていきたいと考えています。

(意見 22)

「河川・水路のイメージ図」について

土手の法面は斜面にして、「土」と標記、また川岸に「自然石」の配置を標記することが望ましい。

(市の考え方)

当該イメージ図は、「コラム 身近なみどりにおける生物多様性に配慮した緑化とは？」として、主に市街地などの身近なみどりにおいて、どのように生物多様性に配慮した緑化が実施できるかを一例として記載したものです。こうしたことから、あえてコンクリート護岸で整備された市街地の河川をモデルケースとして示しています。なお、親水護岸等で整備した河川のイメージを「第4章 施策の方針」－「2. 施策の概要」－「(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実」内に記載しています。

■「計画の進捗状況を確認する指標」に関する意見（1件）

(意見23)

第2章と第3章

第2章4の計画の進捗状況を確認する指標の緑地の確保量 2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地目標値と第3章4の都市公園の整備および管理方針との関係や第4章の施策の方針との関係が分かりにくい。

全体版巻末に「緑地面積総括表」が記載されてことを文章中に明記することと数値の整合性の再確認も必要。

(市の考え方)

ご意見を踏まえて「4. 計画の進捗状況を確認する指標」－「(1) 緑地の確保量」に、巻末の参考資料に「緑地面積総括表」が記載されている旨を記載させていただきます。なお、第3章と第4章は「第2章 計画の目標」を実現するためのものであることは、それぞれの章の冒頭で記載しています。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
(64ページ) 1) 緑地の確保目標量 目標年次（平成40年(2028年)）における緑地の確保目標量を次のように設定します。なお、 <u>緑地面積の詳細は「参考資料6. 緑地面積総括表」に記載しています。</u>	(64ページ) 1) 緑地の確保目標量 目標年次（平成40年(2028年)）における緑地の確保目標量を次のように設定します。 _____

■「周辺市町の計画」に関する意見（１件）

（意見２４）

本計画、戦略の円滑な推進においては、隣接市町との連続性を確保するための協議、調整、連携が非常に重要であり、定期的な連絡会議の開催が必要と考える。

進行管理のイメージ図に、周辺市町の担当者を連絡調整会議の構成員として明示すべきと考える。

（市の考え方）

本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」実現のため、周辺市町村との連携は重要な要素のひとつであると考えております。現在、定期的な連絡会議などは設けられていませんが、本計画の策定過程において、県及び県内市町村に対して情報提供を行いました。また、本計画の策定にあたっては、神奈川県とも協議を実施し、「かながわ生物多様性計画」との整合性を確認しています。本計画の推進にあたっては、周辺市町村との情報共有などの連携について、必要に応じて対応していきます。

■「機能別の配置方針」に関する意見（２件）

（意見２５）

環境保全機能からみたみどりの配置方針について

生態系ネットワークとして河川、海岸林、市街地のみどりを例示しているが、具体箇所として「道路の環境施設帯（特に新湘南国道）、街路樹（旧東海道、国道１号等）」や「暗渠を利用した緑道」を加えるべきと考える。点在するみどりをつなぐ「みどりの回廊、コリドー」の役割は非常に重要である。

（市の考え方）

生態系ネットワークの形成には様々なみどりが密接に関わると認識しています。街路樹なども生態系ネットワークの形成に資すると考えておりますが、機能別の配置方針としては防災・減災機能を持つみどりとして整理しています。様々な機能を持つみどりが密接に関連し、本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」実現を目指します。

（意見２６）

生きものの生息、生育空間をつなぐみどりの確保について

移動空間の重要地点・地域として、中央公園と大曲橋だけが例示されているが、まだまだ例示すべき地域がたくさん有るものとする。例えば７．に示した道路の環境施設帯や街路樹、緑道も重要地点・地域に追加すべきと考える。

(市の考え方)

「自然環境評価調査の結果より抽出された生きものの移動空間として重要な地点・地域（中央公園周辺・小出川大曲橋周辺）」については、2,000㎡以上の樹林及び草地を指標種の生息・生育に適した環境として抽出し、分布を分析して位置づけたものです。中央公園周辺については、生態系ネットワークが脆弱な市南部において、他の場所と比較して阻害されている距離が最も短いことから重要な地点として位置付けたものです。また、小出川大曲橋周辺は北部丘陵と市西部の相模川沿いの樹林などを結ぶ移動空間となっていることから重要な地点として位置付けたものです。なお、生きものの生息、生育空間をつなぐためには様々なみどりが必要であると考えており、生態系ネットワークの核をつなぐみどりの保全・再生・創出が必要であることは、本計画にも記載しています。

■「都市公園の整備及び管理方針」に関する意見（1件）

(意見27)

「協働による管理運営の推進」について

「小出川の川そうじ」は年に1回、「小出川に親しむ会」と「神年協茅ヶ崎西部分会」の共催で実施しています。本件も例示し、行政の支援も検討していただきたい。

(市の考え方)

「（4）協働による管理運営の推進」については、「第3章 みどりの配置方針」－「4. 都市公園の整備及び管理方針」に関する事項として、主に都市公園について記載しています。「小出川の川そうじ」については、市内での協働のあり方のひとつとして、周知等の支援を検討していきます。

■「第4章 施策の方針」に関する意見（1件）

（意見28）

第4章、第5章

第4章1に施策の体系、2に施策の概要、第5章に地区別計画が記載されているが、これらの施策の主管部課や予定実施時期の記載がない。各施策は総合計画実施計画に挙げられ担当課が実行することになると思うので、基本計画に挙げる施策は計画策定時に実施担当課と実施予定スケジュール等について話し合い、合意の上で策定されるべきである。その作業は行われたか？施策の実施部課とスケジュールが明記してあると、担当課の施策への責任意識や取り組み意欲が生まれ、施策の実効性が高まり、市民も施策の進行状況を把握・検証しやすくなる。

特に重点的に進める事業については、可能な限り前期、後期という大まかな実施時期区分だけでなく、具体的なスケジュールと事業担当部課を明記することにすれば、担当部課は事業のスケジュールや予算措置などに常に留意することになり、総合計画実施計画で事業が適切に効率的、効果的に実施されることになると思う。

（市の考え方）

「第4章 施策の方針」については、「第2章 計画の目標」や「第3章 みどりの配置方針」を踏まえて、みどりの確保や生物多様性の保全などについて今後10年間で取り組むべき方向性を位置づけたものです。本計画策定後、第4章に基づいて様々な取組を推進することを想定しているため、現時点での施策担当課を明記しておりませんが、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」策定に併せて本計画に関係する事業を整理していきたいと考えています。なお、本計画の検討段階で想定された各施策担当課へは個別ヒアリングを実施しているとともに、本計画と関連する「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画事業」を整理し茅ヶ崎市みどり審議会へ報告しています。「3. 特に重点的に進める事業」についても、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」やそれぞれの施策が位置づけられている個別計画と調整を行いながら実施することとしています。

■「施策の概要」に関する意見（7件）

（意見29）

「学校のみどりのイメージ」に「ミニ田んぼ」を盛り込んでもいいですね。
今宿小学校、鶴嶺小学校でも「稲の栽培」を行っています。

（市の考え方）

ご意見を踏まえて図「学校のみどりのイメージ」に「ミニ田んぼ」を記載します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
（88ページ） 学校のみどりのイメージ	（88ページ） 学校のみどりのイメージ

（意見30）

今300㎡以上（以下も含む）の土地が開発される土地を見ますとすべて樹木がなくなっているように思う。その対策も計画に入れて下さい。海岸地域も

（市の考え方）

大規模な開発行為などの際には、「茅ヶ崎市土地利用基本条例」などに基づき、既存樹木などの保全について土地所有者などとの協議を行っています。

また、小規模な開発行為などにおいても、土地所有者などの協力を得ながら、自然環境の保全に取り組んでいます。しかしながら、土地利用の意向や開発計画の内容によって、やむを得ず樹木の伐採等が進むことがあるのが現状です。

なお、樹木等を含めた自然環境の保全については、主に市街地を対象として、保存樹林・樹木の支援制度を運用しています。さらに、茅ヶ崎市自然環境庁内会議などによる開発行為などの情報収集を行うとともに、必要に応じて土地所有者などへの働きかけを行っています。

今後も条例等を活用した自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境の周知などの土地所有者などの理解を得るための取組を進めていきます。

(意見 3 1)

農地所有者の高齢化への施策として、市が窓口になって市民に貸し出す仕組みを検討していただきたい。

(市の考え方)

現在、農地所有者から高齢化や後継者不足等の理由により、農作業を行うことが難しいとの相談を受けた際は、毎年実施している農地の利用状況調査の結果等を活用し、意欲ある担い手や新規就農者に対して斡旋をすることで農地の保全に努めています。

また、市が窓口になり家庭菜園事業を実施し、市民の皆様にご利用いただいているほか、農地所有者自らが管理する市民農園につきまして、相談から開設までの一連の動きに関してご協力させていただいています。

なお、ご意見を踏まえて、市街化区域内の農地のうち生産緑地地区の貸借が安心して行える新たな仕組みが平成 30 年 9 月 1 日に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に位置づけられたことから、その活用を記載します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(90 ページ) 市街地の農地を確保するため、生産緑地地区の追加指定とともに、 <u>特定生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度</u> の活用に取り組みます。	(90 ページ) 市街地の農地を確保するため、生産緑地地区の追加指定や <u> </u> 特定生産緑地制度 <u> </u> の活用に取り組みます。

(意見 3 2)

生きものの保全と外来種対策について

具体的な外来種対策が乏しく、生物多様性の確保に向けた積極姿勢が見られない。例えば、レッドリストによる希少種の保全対策ばかりでなく、“ブラックリストを作成して、必要に応じて駆除活動を行う。”などの外来種駆除対策にも言及して、『生物多様性地域戦略の方針』を明らかにする必要がある。

「緑化ガイドラインの策定」や「生物多様性センターの整備」の検討があげられているが、その内容は具体性が乏しく、ここでも『生物多様性地域戦略の方針』が霞んでしまっている。

(意見 3 3)

外来種対策の特定外来生物について

平成 27 年に、外来生物は対象を拡大して、【生態系被害防止外来種】（特定外来生物の名称は存続しているが要注意外来生物等までに拡大）として新た公表されており、「特定外来生物」は「生態系被害防止外来種」に変更すべきと考える。また、この生態系被害防止外来種は用語解説で詳しく説明すること。

(市の考え方)

「第 4 章 施策の方針」－「2. 施策の概要」内の「⑩外来種対策」において、特定外来生物だけでなく、「生態系被害防止外来種リスト」において緊急対策外来種であるミシシippアカミミガメやアメリカザリガニなどについても対応することを位置づけています。ご意見を踏まえて、文中に「生態系被害防止外来種リスト」について記載します。また、「参考資料」－「1. 用語解説」内の「外来種」に「生態系被害防止外来種リスト」の説明を記載します。

なお、「緑化ガイドライン」や「生物多様性センター」の詳細については、本計画の推進に併せて検討を進めます。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(9 4 ページ) 「生態系被害防止外来種リスト」掲載種の うちオオキンケイギクや・・・	(9 4 ページ) オオキンケイギクや・・・
(1 3 3 ページ) 外来生物法では、国外由来の外来種の中 でも生態系、人の生命・身体、農林水産業 へ被害を及ぼすおそれがあるものを「特定 外来生物」として指定し、その飼養や運搬 といった行為を規制しています。平成27 年 (2015 年) には、特定外来生物のみならず、 日本の生態系等に被害を及ぼすおそれのあ る外来種を幅広くまとめた「生態系被害防 止外来種リスト」が公表されました。	(1 3 3 ページ)

(意見 3 4)

市民団体と事業者の連携の推進として、情報提供にとどまらず市民団体と事業者とが情報交換・意見交換をする場の設定を検討していただきたい。

(市の考え方)

市民団体の周知のひとつとして、市内のみどりに係る市民団体の情報を一覧にまとめ、主な活動範囲を地図上に記したものを茅ヶ崎市ホームページで公開しています。今後も、このような情報を事業者の方に周知するなど積極的な情報提供に努めるとともに、必要に応じて市民団体と事業者との意見交換の場を設定していきたいと考えています。

(意見 3 5)

資金の充実について

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金ですが、市税を投入してはどうでしょうか。
必要とは思えないハコモノを減らしてみどりの環境に市税を使ってほしい。
基金の活用については、コア地域やその他の地域の自然団体の意見をきいてほしい。

(市の考え方)

本市では「恵まれた自然と調和したうるおいのあるまちづくり」を目標として「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」を設置しています。本計画でも基金の充実策の検討を位置づけており、様々な手法を検討していきます。また、基金活用のルールづくりも課題のひとつであると認識していますので、計画の推進と併せて検討を進めます。

■「地域ごとの基本方針」に関する意見（3 件）

(意見 3 6)

第 6 章

「中部地域（西側）の方針図」について

小出川の中流域、大曲橋の下流側に、「富士山、丹沢を眺望できる景観形成の場所」を位置付けることが大切と考えます。

(市の考え方)

小出川を含めた河川については、「第 3 章 みどりの配置方針」－「3. 機能別の配置方針」－「(4) 景観形成機能からみたみどりの配置方針」にも位置づけているとおり、景観形成上重要な資源であると認識しており、富士山への眺望も含まれるものと考えています。なお、当該方針図の景観ポイントなどは、同時期に策定を進めている「茅ヶ崎市景観計画」を踏まえたものとなっており、景観計画においても中部地域の景観まちづくりの視点を「生活のひと時に自然や歴史を感じる」として、富士山の眺望の保全を位置づけています。

(意見 37)

中部地区や中心地域にある田（稲田）も大切に

(市の考え方)

平成 29 年(2017 年)の法改正により、都市緑地法で規定される緑地に農地が含まれるものとして位置づけられるとともに、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農地が都市にあるべきものとして位置づけられました。これらの法改正を踏まえた、都市農業の安定的な継続のための多様な担い手の確保などの農業施策の実施を推進することを、「第 2 章 計画の目標」－「3. 基本方針」－「基本方針（1）人々が身近にふれあうみどりの充実」－「5）多様な機能をあわせ持つ農地のみどりの保全」に位置づけています。

(意見 38)

地区別計画の海岸地区 に最重要なのは防災・減災からみたみどりの配置である

茅ヶ崎市全部の広域避難場所を確認して感じた事は、大規模延焼火災が起きたら南側は消滅すると言う事です。なんと言っても北側は一部を除いてゆったり広々として羨ましいが本心です。家と家の間が 1.5 ｍ以下では火の粉を防ぎようがない…ましてや複合火災時などは、避難する場所がしっかりと確保されていることが市民の命を守る責務のある公助のすべき最低条件、南側に最後に残された茅ヶ崎ゴルフ場は火災に追われアスファルトの中に逃げ込むのではなく、みどりと土のある広大な場所なのです、北側には沢山あります。

市と南側市民が死守すべきは防災・減災を中心に据えた地域住民の交流の場になり得る場所になるような提案にすべきと思います。

何よりも命を最優先に考えた時、「みどりの基本計画の地区別計画」と「防災・減災面の地区防災計画」などの連携をとり、地区に特化した問題はそこの住民の意見を最優先に前に進むべきであると考えます。市民の安心安全が確保されてこそ文化・スポーツ・レクリエーションが考えられるのではないのでしょうか、みどりの大切さは特に災害時に強く感じられる事と思います。

(市の考え方)

本計画では、みどりの多様な機能と効果の活用に着目し、みどりを「グリーンインフラストラクチャー」ととらえたまちづくりを推進することとしています。みどりの防災・減災機能については、環境保全、レクリエーション、景観形成とともに主要な機能のひとつであると考えており、「第 3 章 みどり配置方針」－「(3) 防災・減災機能からみたみどりの配置方針」において、「自然災害の緩和・防止機能の充実」「延焼火災の緩和機能の確保」「災害時の活動場所の確保」の方針を位置づけています。また、「第 5 章 地区別計画」も、みどりの多様な機能の活用を踏まえたものとなっております。

■「みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画」に関する意見（１件）

（意見３９）

保全配慮地区の方針

クロマツなどの緑を保全、個性ある歴史と文化を感じる町並みを保全…とある、一語一句の違いなくこの方針を遂行して頂きたいです。

しかしゴルフ場近辺のクロマツは、県が松食い虫対策をしっかりとしていないので危機的状況になりつつあるのはご存じでしょうか、県・市・市民が協力し合い対策を考えるべきです。それが最優先…歴史・文化を語れるのはその後では…

２０１５年「茅ヶ崎ゴルフ場の緑地特性から見る保全活動提案書」を作成いたしました。
慶応義塾大学 非常勤講師 原 悠樹

修士課程 有賀 純

により既に作成されており、ゴルフ場における生物多様性の貴重性が重視されている

（市の考え方）

保全配慮地区は、都市緑地法第４条の「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として位置付けるものです。これまでも保全配慮地区においては、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられた保存樹林制度を積極的に活用するなど、保全の方針に沿った取組を推進してきました。松くい虫対策として、県管理の砂防林については、人家に隣接していない松林は毎年の薬剤散布を、また、人家に隣接する松林は定期的な樹幹注入をしているものと把握しています。今後も、土地所有者の協力を得ながら、みどりの保全を推進していきたいと考えています。

■「第6章 計画の推進に向けて」に関する意見（ 6 件）

（意見40）

第6章

2の計画の進行管理のためにPDCA手法を取り入れることは賛成であるが、みどり審議会の評価が前期と後期の2回だけというのでは適切な進行管理とはいえないと思う。

3の「計画の実効性を高めていくためには」の図式にPDCAの評価・管理イメージが記載されているが、毎年の個別施策の進行状況の評価・検証(Check)が施策担当課の内部評価だけで、重点施策の評価が茅ヶ崎市自然環境評価調査（2～3年毎の調査）だけとなっているが、いまは社会・経済情勢が急速に大きく変化する時代である。この進行管理では毎年の施策の進捗状況や自然環境の変化等の適切な評価や進行管理はできないのではないかと。事業施策の進捗状況についてみどり審議会が毎年評価し改善することが肝要である。

みどりの基本計画は基本理念にあるように「市民が暮らしと生物多様性を支えるみどりを協働によって次世代に継承する」ための計画であり、計画の実施や進行管理に市民が関わるのが大切である。市民委員が構成員になっているみどり審議会で毎年の報告時に進捗状況の確認と評価してもらうことが必要である。

また、計画改善(Action)を茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議が行うことになっているが、この連絡調整会議のメンバー構成の記載がないので、メンバー構成も記載してほしい。

（市の考え方）

計画全体の進捗状況に対する茅ヶ崎市みどり審議会からの評価は「第6章 計画の推進に向けて」－「2. 計画の適切な進行管理」－「（2）計画の評価」－「1）茅ヶ崎市みどり審議会による評価」において、計画期間の中期及び終期に実施することとしています。しかし、本計画に位置づけた様々な施策の推進にあたっては、「2. 計画の適切な進行管理」－「（2）計画の評価」－「2）施策の推進」において、進捗状況などを随時報告し、いただいたご意見を反映していきたいと考えています。なお、計画全体の進行管理を計画期間の中期及び終期に実施することについては、前計画の評価を行う中で課題であった、施策によって進捗状況にばらつきがあることや特別緑地保全地区の指定など短期的な視点では評価が難しい施策があることなどを踏まえて設定しています。

なお、本計画の概要版では省略させていただきましたが、「参考資料」内で茅ヶ崎市みどり審議会や茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議の委員を記載します。

(意見 4 1)

計画の推進に向けて 市民・事業者・行政の協働の推進

この約 10 年間 市民が協働に参加出来ていたでしょうか？行政トップと事業者と議員と行政が選んだ有識者でほとんどの計画が決まっていませんでしたか？

まちづくりの中で特に「みどりは市民生活の心と安全を保つ」いちばん身近な問題であるはずですが。市民の参加を得ましたという事例を残す為だけの意見交換会やパブコメであってはなりません。先ず地域ごとの住民に地域がどうなることを望んでいるのかを聞く事から始めるのが筋ではないでしょうか…信頼とはそういう所からうまれてくるモノで、聞こえの良い言葉が並べられても信頼のない所に協働はあり得ないと考えます、そこが入り口である事を行政に認識していただければ市民の協働は得られると思います、是非行動で示して頂きたいと期待しています。

(意見 4 2)

計画の推進に向けてについて

「行政」ですが、これまでの反省がなければ、次に進めないはずです。

生物が多様にすめないほど、みどりの環境は激減しています。

何がいけなかったのか。

地権者、一般市民、事業者への周知、理解ができるように、根気強く続けることと思います。ちがさき広報に常に現状を正しく大きく伝えてほしい。

(市の考え方)

協働については、本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」実現のための重要な視点であると考えており、基本理念や基本方針にも位置づけています。本計画の策定にあたって、市内の各地域で自然環境の保全活動などを行っている市民団体へのヒアリングなどを行ってきました。また、本計画と同時期に策定作業を行っている「ちがさき都市マスタープラン」や「茅ヶ崎市景観計画」と連携した検討を行う中で、市民の皆様からのご意見を相互に共有しています。

なお、今後、本計画の推進に際しても、各施策の進捗状況とともに様々な主体との連携についても、茅ヶ崎市みどり審議会へ報告を行うこととしています。

(意見 4 3)

市民、事業者、行政の協働推進について

推進主体を「市民」、「事業者」、「行政」の 3 つに区分しているが、「大学、研究者、専門家」を新設して、科学的な最新の知見に基づく科学的に広域的な助言を随時取り入れて、計画の推進、改善に役立てる必要があるものとする。

(市の考え方)

本計画を推進するにあたって、科学的な知見に基づく助言は必要なものであると考えています。「第 6 章 計画の推進に向けて」－「1. 市民・事業者・行政の協働の推進」

内の「協働のイメージ」において、主体のひとつとして「研究者（大学、地元有識者等）」を位置づけています。前計画から引き続き、本計画の調査審議を行う「茅ヶ崎市みどり審議会」の委員である自然環境や造園などの有識者委員からご意見をいただき、適切に本計画の進行管理を進めて行きたいと考えています。

（意見４４）

計画の適切な進行管理について

進行管理を行う主体を「みどり審議会」、「連絡調整会議」「庁内会議」の３つに分権しているが、全てを統合し「連絡調整会議」で一本化できるものとする。これに伴い、みどり審議会は発展的に解消すべきとする。

（意見４５）

進行管理について

茅ヶ崎市みどり審議会の審議委員選出についてコア地域や他の地域の保全団体の枠を設けてください。茅ヶ崎市の環境を知らない審議委員より、知っている審議委員が良いと思います。

（市の考え方）

茅ヶ崎市みどり審議会は「みどりの基本計画」の策定や変更、施策の推進などについて調査審議などを行う附属機関です。自然環境や造園などの有識者や農業団体などの代表、公募市民などで構成されています。これまでも、みどり審議会委員に対しては、議題に応じて現地を案内する機会を設けるなどの対応を行っています。今後も引き続き、適切な情報提供に努めていきます。

また、「茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議」は「みどりの基本計画」の策定及び進行管理に関する調整を図るための庁内会議であり、「茅ヶ崎市自然環境庁内会議」は自然環境の保全及び緑化の推進に関して関係課かいで連絡調整を図り、情報と課題を共有するとともに、適切かつ効果的な保全策を協議、検討するための庁内会議です。

■「参考資料」に関する意見（２件）

（意見４６）

参考資料：用語解説について

用語解説の対象用語には、*印を付記して、対照が可能で、分かりやすい解説とすべきである。可能であれば、用語解説は巻末ではなく、各ページ毎で処理した方が理解しやすいものとする。また、「籠マット工法」「多自然護岸」「養浜」を用語解説に追加すべきとする。

用語解説は本計画・戦略の『市民への円滑な遂行』の鍵を握る重要なツールであることから、新たな視点からの再検証をお願いする。

(市の考え方)

ご意見を踏まえて、「参考資料」－「１．用語解説」内に「籠マット工法」の説明を記載します。また、「多自然護岸」については、用語解説で説明している「多自然川づくり」に用語を統一します。なお、「養浜」については、本文中で説明していることから、用語解説では説明していません。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
(2 8 ページ) 籠マット工法により <u>多自然川づくり</u> の整備が	(3 2 ページ) 籠マット工法により <u>多自然護岸</u> の整備が
(1 3 3 ページ) 籠マット工法 <u>河川護岸工法の１つで、天然石を使用した多孔性の護岸のことです。その構造は植生が復元しやすく、生きものが利用する場所にもなりうることから、環境性の高い工法として多自然川づくりを行う際に利用されています。</u>	(1 3 3 ページ) _____ _____ _____ _____ _____ _____

(意見４７)

「（２）市民団体ヒアリング」について

「小出川に親しむ会の活動の概要」に「環境学習の支援」を追記していただきたい。学校の課外授業に協力しています。

(市の考え方)

ご意見を踏まえて「活動の概要」内に記載します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
河川の環境保全、自然観察会、田んぼづくり、水質調査、大気汚染測定、河川等の管理作業（川そうじ、散策路の下草刈り・剪定・清掃等）、普及・啓発活動、生物・生態系調査、水辺のコンサートなどイベントの開催、 <u>環境学習の支援</u>	河川の環境保全、自然観察会、田んぼづくり、水質調査、大気汚染測定、河川等の管理作業（川そうじ、散策路の下草刈り・剪定・清掃等）、普及・啓発活動、生物・生態系調査、水辺のコンサートなどイベントの開催、

■「パブリックコメントの制度・実施に関する周知」に関する意見（１件）

(意見48)

当パブコメ資料の概略版は作らないのですか

当意見交換会で配布した考え方の資料を当パブコメ資料配布場所にも置くとか。時々タウン紙に掲載される記事のような概略版も作れないでしょうか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。それを踏まえ、本件については、市民の方に分かりやすく簡潔に計画内容を伝えるために概要版を作成し、パブリックコメントをさせていただいております。今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

■その他の意見（7件）

その他7件のご意見をいただきました。